

# あさひかわで はたらく若者を応援します



旭川市若者地元定着奨学金返済補助事業

**令和8年度  
登録者  
募集**

奨学金の返還金として  
返済した金額の1/2を  
年度ごとに補助します

登録締切

令和9年 **3月31日** まで ※書類必着

## 対象奨学金

独立行政法人  
日本学生支援機構

第一種・第二種  
奨学金

## 登録対象者

令和9年度に地元企業に正規雇用により  
就職し、かつ旭川市内に居住する方で次  
のいずれかの要件を満たす方

●大学、短期大学、高等専門学校、  
専修学校（専門課程）、大学院  
（以下「高等教育機関」といいます。）  
を令和8年度に卒業する方

※新卒者の場合は居住地要件はありません

●旭川市外に住所があり、  
高等教育機関を令和5年度以降に卒業  
した方

※いずれの場合も  
就業の前年度に登録する必要があります

## 補助額（1年間の上限額）

大学	100,000円
短期大学	
高等専門学校	70,000円
専修学校	
大学院（修士）	75,000円
大学院（博士）	109,000円
複数の 高等教育機関	161,000円

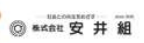
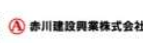
※補助対象期間は3年間で限度とします

さらに！！

企業連携制度の場合  
補助額が  
3年間で最大

**60**  
万円

※大学卒の場合  
※企業により条件は異なります



※令和8年4月1日時点の企業連携制度登録企業です。最新の登録企業はホームページからご確認ください

旭川市経済部経済総務課雇用労政係

☎ 0166-25-7152

・詳しい制度の内容はホームページへ  
・インターネットからも登録可能です

